

Title	十八世紀フランスにおける開墾と干拓
Sub Title	The reclamation of waste land in the eighteenth century France
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1964
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.57, No.12 (1964. 12) ,p.1042(102)- 1050(110)
JaLC DOI	10.14991/001.19641201-0102
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19641201-0102

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十八世紀フランスにおける開墾と干拓

渡辺國廣

1011 (1041)

政府は地主のため開墾を助成した。マヌブリエには大きな打撃であった。しかし政府は干拓を推進し、そのことでマヌブリエの側に立つことができると思つた。

はじめに、同時にまとも兼ねて。

フランスの各地で開墾が活発に進められた。政府も土地の造成には大きな関心を払い、助成に乗出した。そしてこれがまた開墾活動を一段と盛上げることになった。政府は助成に苦心を重ねた。しかし容易にその意図を貫徹することができない。末端まで徹底は困難であった。政府の助成が得られないまま開墾を中途で放棄するという場合も多かった。しかし地方の特殊事情が助成策に盛込まれるようになった時、効果は絶大であった。適切な助成策を得て開墾はフランス全土で本格化するにいたった。もとより地方により実績に相違があることは否定できない。通例は大地主の委嘱で土地会社が大规模に開発した。しかし反面、ラブルール層が小規模に開墾

し、所有財産の強化を策した事実のあることを忘れることができない。しばしば開墾は投機の対象となることで広くマヌブリエの深い反感を買う結果を招いた。

しかし開墾が土地の造成においてすべてではない。干拓の仕事もまた重要な意味を持った。この時期にはとくに沿海地方で干拓が盛んに計画された。政府も助成を忘れない。むしろ開墾に対するよりも積極的であつた。干拓は国家事業として計画され、実施されたといつても過言でなかつた。知事は政府の出先としてよく大任を果した。しかし政府の果敢な進出は大地主やラブルール層の利益と衝突した。彼らは知事に対し強く計画の変更を迫つた。しばしば地主も干拓を計画した。しかし政府は執拗にこれを妨害、干拓事業の完全な独占を策した。干拓で政府はマヌブリエの側に立ち得ると信じた。干拓による耕地の造成で王はマヌブリエのラブルール化をめざした。

土地造成をめぐって生じた利害の対立はもはや明白であつた。開墾の場合、大地主とマヌブリエの間で対立が起つた。干拓の場合、

政府と大地主が抗争した。従つて開墾と干拓の場合では対立関係が

違ふ。開墾で政府は地主の側に立ち、干拓ではマヌブリエの立場に組することになった。当時大地主は要路に立ち政務を担当、マヌブリエは重要な担税者として政府の経済的基盤を形成した。いきおい政府は土地の造成で大地主とマヌブリエの双方に気を廻さなければならなかつたのであつた。地主は土地で貸貸料の獲得を願う。土地によりマヌブリエは自立をめざした。両者のそうした動きはフランスの十八世紀で注目される。地主はマヌブリエの犠牲においてのみ地位を向上できた。従つて両者は相剋関係にある。そして政府はかかる二者の立場を均衡させることに利益を見出した。開墾と干拓に政府は大きな望みをかけるのであつた。とくに干拓は重視された。開墾の進行で共同地は減少、このためマヌブリエの不安は増大、政府は干拓によつて得た耕地にこれらマヌブリエの定着を考えた。しかし干拓は地主やラブルール層の反対で思うにまかせない。計画はしばしば挫折をよぎなくされた。政府の焦慮は募つた。

政府は土地の造成に大きな関心を払つた。事実その助成策に政府は苦心を重ねた。

政府は土地の造成を激励した。そしてこのため必要な法律の整備に重大な関心を寄せるのであつた。

政策の推移を以下に追つてみよう。

——一七五六年に政府は開墾に従事する者の便宜のためタイユその

十八世紀フランスにおける開墾と干拓

他の負担の免除を約した。ただし免税の期間は二〇年とした。

——一七六一年の規定によれば、未墾地とは過去二〇年間引続き耕作しないまま放置された土地をいつた。その開墾に従う者に対しては規定によりタイユ、二十分の一税その他を現行のままとし、額を引上げない。ただし一〇年間を限度とした。この規定は当初バリ、アミアン、ソワソン、オルレアン、ブルジュ、ムーラン、リオン、ポアティエ、ラ・ロシェル、リモージュ、ツール、オーシュ、ルアン、カアン、アランソン、シャロン・ヌル・マルヌの諸税務区に適用された。しかし一七六四年には実施の範囲をブルゴーニュ全域にまで拡大。一部の知事は減免の期間を二〇年に延長するよう要求した。

——一七六六年の規定では新墾地について十分の一税その他の免除を約す。ただし免税期間は一五年とした。

——アルトワでは一七六七年に新墾地について各種の税と十分の一税の免除を規定した。免税の期間は二〇年。それを経過して後は十分の一税を徴収、額は収穫の五〇分の一と定めた。なお開墾や干拓に關係した外国人には六年間の滞在を認め、その期間中自国人とみなした。

——一七六七年プロバンスでは新開地について各種の税と十分の一税を免除した。免税の期間は二〇年とす。しかし丘陵部の開墾には厳重な制限を設けた。開墾に際し政府に特別の許可を出願しなければならぬ。これはもっぱら治山治水の必要から発した。

——ブルターニュでは一七六八年に新墾地について各種の税と十分

1011 (1041)

の一税の免除を規定した。免税期間は二〇年で、それを経過して後は十分の一税を徴収、額は収穫の五〇分の一と定めた。開墾や干拓のため雇傭された者に対する人頭税は二〇スーと規定した。また過去四〇年間にわたり放置された土地を未耕地とみなす。

——一七七〇年の規定によれば、ラングドックでは放置された土地を未耕地とした。開墾で共同地の侵害はもつとも恐れられた。そして開墾により共同権を妨害しないということが重視された。共同地で開墾を進めようとする場合、三カ月の猶予期間を設けた。この間に村は放牧に必要な規模を先取、その確保を認められた。残余のみが開墾に廻された。村が利益権だけ持つ未耕地で開墾を進める場合、土地の所有者、利益権者、知事の任命する役人の三者が会同、村の保留分を確定、残部を開墾に向けることにした。かかる措置により放牧地の確保を狙った。

政府は助成策に地方の特殊な事情を盛込むことによりその実行性を高めようと努力した。一七六五年前後はこの意味で一大劃期をなした。

政府の土地造成案は二段階をへた。当初はフランス国中を一律に扱うことで目的の達成を信じた。しかしその意図は挫折した。目標達成のため地方の特殊事情を考慮に入れることが重要ではないか。政府は一七六五年前後を境にこの線に沿って助成に乗出した。その効果は絶大であった。事実フランスで開墾は本格化した。しかし政策上の変化は単にそれだけにとどまらない。従来まで助成策は開墾に従う者を中心とした。しかし地方ごとに助成策が立案されるにいた

った時、新墾地そのものを対象に助成を考えるとどうよりに変わった。人から物への転換で、開墾が急速に具体化した事実はこれによっても確認できる。放置された土地を未墾地とみた時、開墾に対する意欲は最高潮に達した。空地は残らずこれを開墾せよというのであった。もはや開墾の対象地に特別の限定を設けない。活発な耕地化の展開となった。

各地で開墾が進められた。政府の助成は一段とこれを盛上げた。

開墾は各地で着実に伸びた。しかし地方により程度の差はまぬがれない。

——ポルドーでは開墾事業が相当に活発であった。シブラック侯夫人はカルテ領内の土地二四〇、〇〇〇アルパンの開墾を思い立ち、一七六一年その仕事を土地会社に委嘱した。会社では即刻に現地を踏査、高い将来性に注目、そして一七六二年には一〇〇ジュルノーもしくは一五〇ジュルノーの規模を持つ一、六〇〇ないし一、七〇〇のメテリ構築を提案、また開墾に必要な労働力にはサントンジュに在住のドイツ人入植者をもって充当することにした。一七六五年にはスイス人ノーツェルによってポルドーの高等法院顧問の所持する土地三二、〇〇〇ジュルノーの開墾が提案された。一七六七年にネツェルは九〇〇ジュルノーを開墾、またクロスナルにより三〇〇

ジュルノーが開墾された。なお同じ年にこのほかポルドーでは二八、七一一アルパンの規模の開墾をみた。

——ブルターニュでは大した抵抗もなく、開墾が順調に進捗した。一七六八年から一七八〇年の間に耕地一三〇、八九五アルパンが造成され、新墾地の面積でブルゴーニュは断然他を引離すことができた。開墾に深い関心が向った。そして一七八一年にはネツェルによりフランス最大の開墾規模と絶賛された。しかし依然として未耕地の土地は多かった。プロエルメル裁判所は一七七四年から一七八二年の間に一、三七八件の開墾願を受理、うち一、〇七一件はラブルールから、三〇七件は特権者やブルジョワからのものであった。ラブルール層の場合は開墾も小規模で、一般に数ジュルノー、これに対し特権者の場合は三〇ジュルノー、四〇ジュルノー、実に六〇ジュルノーの規模に達した。しばしば大規模に開墾する場合はみられた。検地官ル・ドゥスールの場合、一七六九年に一つ場所にまとめて一、三〇〇ジュルノーを開墾した。また四、〇〇〇アルパンの土地開発を委嘱した場合がみられる。しかしこれは広くマヌブリエの側の強い反感を買う結果となった。

——ラングドックでは一七七九年から一七八七年の間に五五、三七一アルパンしか開墾されていない。一七八六年における開墾規模は四、九二〇アルパンにとどまった。そして十八世紀を通じて一〇〇、〇〇〇アルパンが開墾され、これはラングドック全体からみて大きな意味を持たなかった。知事も開墾には極めて冷淡であった。開墾により森林は甚大な損害を受け、牧養に重大な支障が生ずる。彼は

これを理由に開墾に対し深い疑問を感じるのであった。知事は開墾の中止を歓迎しさえした。事実またラングドックでは新墾地の多くが途中で耕作を放棄されていた。

——フランドルにおいて開墾活動は大きな反対に出会った。人々には開墾によって泥炭の採掘ができなくなることを恐れ、開墾を妨害すべく暴力に訴えた。アムーラン教区では一七七一年に兵士を召集し、その鎮圧に乗出した。知事もまた泥炭の採掘を禍の原因とみなし、その中止を積極的に呼びかけるのであった。

——メーヌ低部では開墾に大きな関心を示さなかった。新墾地の多くにおいて耕作が途中で放棄された。一八四一年には土地の三九パーセントが未耕地の状態にあった。

——ピカルディでは十八世紀にはいつて開墾が大いに進んだ。そして一七六三年から一七七一一年の間に二、〇〇〇アルパン以上が耕地化された。前世紀の状況はこれに遠く及ばない。

——ニベルネでは湿地一、一〇〇アルパン以上が開墾された。近在の諸村はこれに強く反対した。知事は当局がかかる訴えを支持するよう願った。

——ブリではどうか。ピリエル村の場合、ラブルールが領主の保護を得て開墾に乗出した。これにより耕地四〇〇アルパン以上が造成され、また一五〇アルパンの造林を達成した。他所者でこれらの地域に放牧権を持つ者はかかる開墾にひどく不満であった。

地主は開墾に対し積極的なところを示した。しかし同時にラブルールが開墾のため意欲的な動きに出たことも忘れることができない。

い。

開墾への意欲はフランス国中に充満していた。政府の助成がこれを一段と盛上げた。しかし現実には開墾された規模ということになると、地方により相当の差が認められた。開墾が活発に進められる場合、開墾の対象となつたのは大地主の土地であった。彼は政府の高官の出で、現に要路の高い役職についていた。彼は開墾の仕事に土地会社に委嘱した。新墾地に大地主は貸付地の造成を願った。確実に収益を得るためこれら貸付地はメテリとして貸貸に出されることになつた。収穫を厳密に折半するのである。しかし土地会社の勧誘で大地主が開墾を思い立つ場合があつた。この場合、開墾は投機の対象と化した。ラブルールも開墾に従つた。しかし彼は資力に乏しく、大規模に開墾を進めることができない。いきおい小規模な開墾に終つた。方法も非常に幼稚で、焼畑方式によつていた。事実これがまたもつとも現実的な手段でもあつた。開墾で彼は実力相当に振舞うことを信条とした。彼は所有財産の強化を狙う。その実績を高く評価することはできない。にもかかわらずかかる動きは注目に値する。

沿海地方で干拓が盛んに計画された。政府の助成は大きな刺激となつた。

干拓で政府は指導的な役割を果たした。政府自体が干拓に乗出すこともしばしばであつた。干拓の進行を各地にみよう。

——一七四五年にはカレール地域の低地の干拓が計画された。カレール近在の一八の教区がこれに参加、費用二六三、〇〇〇リールを拠出した。干拓は非常に活発に進められた。しかし一七八六年になつてもなお完成をみなかった。工事の後れに関係者は皆ひどく落胆した。

——アルトワ低部の干拓は早くより考えられていた。しかし容易に着手されなかつた。一七八六年に王はアルトワ議會に対し一〇〇、〇〇〇リールの補助金を支出、着工をうながした。

——ルイ十六世治下にはいりポンティエの湿地の干拓が計画された。アルトワ伯が計画を立て、四〇年間十分の一税を免除するよう要求、目的の達成を期した。それについて知事は二つの大運河の建設を思い立った。これにより彼は海水を排除、湿地の耕地化に助力を与えようとした。彼は存分にとめた。そして一七八三年には懸命な努力を自負するのであつた。彼は二つの運河の完成でポンティエの六分の一が干拓できると見込んだ。

——住民は早くからマルカンテールの湿地の干拓を願っていた。一七七九年にはゴランフロ、ボンセル、ラングロワの三人が共同で会社を設立、干拓に乗出した。

——一七六八年にはブートンヌの湿地の干拓が計画された。領主と地主が出資し、干拓会社を設立した。しかし政府は一七七九年になつてもこの会社に対し設立認可を与えなかつた。地主は理解に苦しんだ。

——知事はサン・ゲルベの湿地の干拓を計画、技師を派遣、経費を見

積らせた。所要の経費は二四、三八二リールと報告された。地主の一部はこれに反対、知事は計画の縮小をよぎなくされた。そして経費四、八〇四リールの計画にとどめた。しかし地主の反対は増すばかりであつた。反対運動に加わる地主は実に一〇〇人を越えた。

——一七七一年に地主と領主はバティエ、アングリエ、レオン、ムエーレの湿地の干拓を思い立った。そして排水のため幅三六ヒート、深さ六ヒートの運河の建設を発表した。関係した地主は一九七人に達す。関係者で必要なすべての経費を支出した。

——一七八七年にはオニス湿地帯の干拓が計画された。地主は会社を設立、オニスの全未墾地払下げを条件に干拓に乗出そうとした。知事はこれに反対であつた。理由は簡単である。王がこれらの土地の所有者でないということにあつた。

——ノルマンディの沿海地方では一七七四年から一七八一年にかけて排水工事が大規模に進められた。費用は四八、二九三リールに達し、低地部に土地を持つ者が支出した。

——一七六八年以来サン・マルコー・デ・リスル村は近村と共同で地区内の湿地の排水溝の修理に従つた。

——一七八一年にカアン知事はカランタン周辺の湿地の干拓を計画した。彼はこの計画の実現により最上の耕地が出現し、また伝染病の撲滅ができると宣伝した。

政府は干拓を積極的に助成した。しかし政府自身が干拓に乗出すことと結局は民間の計画を妨害することになつた。干拓を政府は独占した。

干拓は沿海低地で海水を排除するという形で進行した。その計画を立て、実行に移したのは王の出先であつた。知事の努力による。王も知事の計画を積極的に援助した。干拓には膨大な資金を要し、いきおい国家資金によらなければならぬ。干拓は国家事業として計画され、実行されたのであつた。これに対し干拓地周辺に勢力を持つ地主は決起した。知事は計画の変更をよぎなくされたほどであつた。地主もまたしばしば自己の湿地の干拓に乗出した。同志と土地会社を組織、計画の達成をめざした。王は会社の設立を認めなかつた。このため地主の干拓計画は挫折することが多かつた。多くの場合、地主は干拓に従事することで何らか報償を王に期待した。これは干拓が地主にとり国の事業と感じられていたことから起つた。しかし王は地主の要求に応じようとしなかつた。むしろ干拓事業の完全独占をめざした。かくまで政府が干拓に対し積極的にならなければならぬのはいかなる事情からか。次節を参照。

一般に土地の造成は農業経営の犠牲において強行された。この段階で農業は未墾地の共同利用を絶対に必要と感じた。従つて反感も大きかつた。

土地の造成をめぐり各地で反対が起つた。とくに問題は干拓で、干拓によって共同利用が一挙に不可能になることがもつとも恐れられた。

各地に反対の動きを追ってみよう。

——一七八五年に土木監査役のケルリエは王に対しエジエトの湿地の払下げを申請、その干拓を計画した。住民はこれに反対であった。反対運動はエジエトに隣接する一〇ないし一二の教区にまで及んだ。関係地主は六〇〇人に達す。これらの土地を住民は放牧地として利用していた。放牧地の喪失で彼は家畜の若干を手放さなければならぬ。そればかりではなかった。家畜の減少で肥料獲得の困難は増し、耕地の維持も不可能に迫られまいとも限らない。そうした場合、王に対する税の支払いも困難になる。住民は一致して干拓に反対するのであった。

——王はブルセーの大湿原の干拓を計画した。利用者はかかる計画に反対、一七八八年には総決起した。単にラブルールが立上ったばかりではない。領主も地主も反対運動に加わった。理由は干拓により放牧地を奪われることから起る重大な事態に発した。放牧地の縮小で家畜の飼養は困難化、これにより肥料の不足が起り、地力の維持も不可能になるというのであった。

——カレール駐在の収税官ブランカールは林務官とはかり、二人がカレールとグラベリネの間に持つ一、〇〇〇アルパンの土地の干拓を計画した。教区はこの干拓に反対であった。

——土木技師のグロスローは一七七〇年にサン・ギルダの湿地を干拓する許可を得た。工事は完成された。しかし近在の人々は所有権の侵害とあって怒り、賠償を請求した。

——ブレイは会社を設立、一七七四年にドンジュの湿地を干拓する

干拓された。

——アルトワ伯領の総監ポンセルとコンティ公の属官クルボワジエはショーモンの大湿原の干拓を計画した。一七七九年にトゥールリ、フェー、リアンクール、ボワシー、ロコンビルの諸教区はこの計画に反対、湿原に対する用益権を主張し、コンティ公に対し湿原の所有権をめぐる異議を申立てた。かかるなかで王は一七八四年に干拓の継続を許可した。

——アンセ、プーセの湿地の干拓は非常な困難に直面した。住民はあらゆる手段に訴えて猛然と反対、干拓後その一部を開放するという約束もこれを緩和できなかった。ランジェロン伯とランベル侯は調停に乗出し、干拓の仕事はここによく開始をみた。しかし住民は暴力に訴え、阻止に大懸念であった。そしてついに発砲騒ぎまで起った。

——ラングドック低部の湿地について干拓が計画された。ノアエエ公が計画を立てた。しかし彼は住民の立場を保護することを忘れなかった。一七三四年以来牧養に必要な放牧規模について調査を重ね、干拓で損害を受けないことが判明してから仕事にかかった。しかし住民は干拓に反対、一七三九年、一七四〇年、一七四三年と陳情書を政府に送り続けた。一七四〇年の陳情書では湿地が家畜を飼育するため絶対に必要なことが強調された。干拓する以上、これら湿地が最上の放牧地に転換できるとみたことは明白であり、従って地主に対し賠償を支払わなければならない。しかしラブルールには資力がなく、かかる出費に應ずることが不可能である。とすれば、

十八世紀フランスにおける開墾と干拓

一〇八（二〇四八）

許可を得た。しかし近在の人々は強く反対、早くも一七七六年には総決起した。そして干拓地の半分を教区のため開放すべきであると主張した。もし会社が干拓地を独占するならば、干拓は会社にとってだけ有益で、住民には損害をもたらすだけであろう。住民の反対は強かった。しかし一七七八年には協約がなり、王もまた一七七九年これに同意した。ブレイはまたブリエールの湿地の干拓を狙った。この噂にグラランド、サン・リファール、サン・アンドレの住民は大いに苦慮し、一七七六年には王に対し六三ページにわたる陳情書を送り、事態の円満解決を願った。強い反対のなかでブレイは計画の断念をよぎなくされた。しかし彼はなおも干拓への意欲を捨てることができない。一七八六年にはロシエの湿地の干拓を企図、領主のサベネに認可を求めた。そして彼は干拓地の三分の一を引渡すという条件を打出した。

——カンブー侯はイザック川周辺の干拓を計画した。住民はそこを放牧地として利用していた。干拓によって三分の一が召上げられることになった。しかも干拓に必要な費用の加担を強要された。その額は八、〇〇〇リールで、これは住民にとり非常な重荷に感じられた。いきおい教区の間で反対も大きかった。

——グラスランは一七七二年以来ラポールの湿地の干拓に従い、大した障害もなく、六八〇ジュールノール以上の牧地の造成に成功した。また彼は一七七五年以来ドルの湿地のうち一、八〇〇ジュールノールを干拓した。

——ドルエの湿地の大きな部分は十八世紀の後半になってようやく

土地から退去する以外に方法がないのではないか。ラブルールはここに進退きわまつた。

——一七四六年に王はボケール周辺の湿地や沼沢の所有権を議院に移譲、その干拓にあたらせた。関係者はこれに大反対、一七六七年から一七七二年にかけて多くの陳情書を送り、湿地の利用が家畜の牧養に絶対不可欠なことを強調した。一七七三年に裁判所はかかる要求を取上げ、用益権を持つ者が湿地の所有権者であるとした。議会は所有権を主張した。こうしたなかでついに干拓は実行に移されなかった。

干拓の遂行に王は盛んな意欲を示した。しかし強い反対のなかで容易に目的を達成できなかった。

土地造成の仕事で干拓計画は大きな反響を呼んだ。干拓で王は絶大な役割を果たした。干拓は国家の事業として実施されたといっても過言でなかった。実際に王は大規模に干拓を進めた。しかしこの段階で湿地は農業経営のため大きな意味を持っていた。湿地は共同の放牧場として重要であった。干拓で放牧場が奪われ、これにより家畜は減少、いきおい肥料獲得は困難化、もはや地力の回復も容易でない。湿地が共同地として存在したことはこうした事態の回避に役立った。湿地はこの段階で農業経営にかくことができない。干拓計画は湿地を一挙に大量に奪うことで農業経営を壊滅に追込むものであった。従って関係者はこれに反対せざるを得ない。単にラブルールが反対しただけではなかった。領主も地主も生活を農業経営に依存する者として反対の意向を示した。政府が干拓に乗出した時、農

一〇九（二〇四九）

業経営をそれほど後れた段階にあるものとは思わなかった。政府の計画は放牧地を農業経営で重くみないことに結果した。しかし現実には共同地は大きな意味を持ち、これを一挙に奪おうとする時、関係者の反対も強かった。問題はそれにもかかわらず政府が執拗に干拓を計画しなければならぬ積極的な理由にあった。事実において王は土地の造成で干拓にすべてをかけていた。一体何によってか。これは当時地主制拡充の過程を通じ土地を追われ、生活の資の圧倒的部分を賃労働に求める者の数が急増、王はこれらの人々の立場も勘考しなければならぬことから起った。いわば耕地の造成でこれら無産者をラブル化しようというのであった。ラブル化となつた時、彼は確実な担税者たり得る。王はそうした担税者の存在に政権の絶対的安定を託そうとしたのであった。干拓に対する王の期待は高かった。これはまたその反面において地主制が当時いよいよ強固な存在となったことを物語るものにほかならない。村の過剰人口をいかにしても土地に定着させなければならぬ。実に王は干拓で

それを願った。

追記 本稿の作成に際しては主に Henri See, *La mise en valeur des terres incultes à la fin de l'ancien régime, Revue d'histoire économique et sociale*, XI^e Année 1923 n. 1, p. 62-81 に依り、事例はすべてそこに仰いだ。十八世紀フランスの政治権力をどう規定するか。一般にはこれを絶対主義とし、その均衡的性格が重視されて来た。一体いかなる勢力を調和させることに政治の目標が置かれていたのか。十八世紀フランス農業史の展開のなかでこれを捕捉するという観点から素材を整理したのが本稿である。開墾で政府は地主勢力の拡充を支持した。しかし一方干拓では地主勢力の抬頭のなかで広く生み落されたマヌブリエの援助をめざした。当時マヌブリエは兼農として群生した。王は干拓でその専農化を狙う。しかも一挙にこれを果そうとした。そして結局これら両者の均衡に絶対政府は経済の安泰を狙ったのではあるまいか。

学 界 展 望

世界貿易の進路

— 国際経済学会第二十三回

— 全国大会・覚書 —

大 山 道 広

国際経済学会第二十三回全国大会は、一九六四年十月二日(金)、三日(土)の両日にわたり、景勝の神戸大学で開催され、全国各地から多数の熱心な会員をあつめて盛会をきわめた。大会第一日の午前は自由論題の報告会にあてられ、三つの分科会において八名の報告者がそれぞれ日頃の研鑽の一端を披露した。同日午後より第二日午前にかけて共通論題の報告会に入り、六名の錚々たる報告者が「世界貿易の進路」をめぐる諸問題を論じた。第二日午後は大会の山場ともいべき共同討論会にあてられ、上の六つの研究報告を中心に活発な論議がくりひろげられた。

ここでは、自由論題の多岐にわたる報告内容は一切割愛し、大会の共通論題たる「世界貿易の進路」に関して、あらましどのような報告がおこなわれ、どのような論調が注目されたかを、一個の大会出席者の立場から要約し、論評することにしたい。

学 界 展 望

〔一〕

共通論題のものと小論題、分担報告者、および予定討論者はつぎのとおりであった。

- (1) 「世界貿易の趨勢—回顧と展望」、赤松要(明大)、〔吉田義三(大坂市大)〕
 - (2) 「世界貿易の動向と東西貿易」、木下悦二(九大)、〔野々村一雄(二橋大)〕
 - (3) 「南北貿易拡大のための二提案」、小島清(二橋大)、〔天野明弘(神戸大)〕
 - (4) 「地域統合—EECを中心として—」、片山謙二(関西学院大)、〔行沢健三(京大)〕
 - (5) 「国連貿易開発会議の課題」、大来佐武郎(日本経済研究センター)、〔原覚天(関東学院大)〕
 - (6) 「日本の貿易の進路」、松井清(京大)、〔白石孝(慶大)〕
- 以上のうち、(1) (3)の小論題は第一日午後に、(4) (6)の小論題は第二日午前に報告され、報告者と予定討論者との一対一の応酬をふくむ共同討論は第二日午後にまわされた。なお、共同討論会の座長は、名和統一(大阪市大)、山本登(慶大)がとめた。

〔二〕

〔二—一〕 藤井茂教授を中心とする神戸大学グループによって作られた共通論題「世界貿易の進路」は、その志向するところに若干